

## 兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

### ●養父市

| No. | 行政サービス等の内容           | 受理証明書の提示等 |    | 問い合わせ先      |              | 備考 |
|-----|----------------------|-----------|----|-------------|--------------|----|
|     |                      | 必要        | 不要 | 担当課         | 電話番号         |    |
| 1   | 犯罪被害者等支援に関する遺族支援金の受給 | ○         |    | 市民課         | 079-662-3163 |    |
| 2   | やぶの空き家活用支援事業         | ○         |    | やぶぐらし・地方創生課 | 079-662-3172 |    |
| 3   | 養父市ちょこっと住宅(体験住宅)     | ○         |    | やぶぐらし・地方創生課 | 079-662-3172 |    |
| 4   | 養父市短期滞在支援住宅          | ○         |    | やぶぐらし・地方創生課 | 079-662-3172 |    |